

環境美化活動実施要領

1. 目的

この要領は、市内外の団体等が、市内で自主的に行う地域の環境美化活動（以下「まちピカ大作戦」という。）に対し、ごみ袋などを提供するなど活動を支援することにより、地域の良好な環境美化に資することを目的とする。

2. 対象者

白井市全域において美化活動を行う団体等。

3. 対象場所

白井市全域の希望する公共の場所（道路・河川・広場その他の公共な場所）。ただし、市が管理する公園を除く。

4. 活動内容

公共の場所で、紙くず・吸殻・空き缶などを拾う環境美化活動。ただし、イベント等の実施に伴うごみの廃棄を除く。

5. 手続き

- (1) まちピカ大作戦を実施しようとする団体等は、「まちピカ大作戦（環境美化活動）実施計画書」（別添様式）に必要事項を記入し、まちピカ大作戦用ごみ袋等の交付を受けるものとする。
- (2) 申込みを受けた場合は、その実施内容等を確認し、本要領による美化活動と認められるときは、活動に必要なごみ袋等を提供するものとする。

6. 物品の提供または貸与

上記において環境美化活動を実施する団体等には、市において次の各号に掲げる物品の提供または貸与を行なうことができる。

- (1) 提供できるもの 可燃物、不燃物のごみ袋
- (2) 貸与できるもの トング、竹ぼうき、ちりとり

7. 活動報告

美化活動を終了した団体等は、活動計画の報告を行なうものとする。

8. ごみの収集

まちピカ大作戦を実施する団体等から、ごみの収集依頼があった場合、月曜日～金曜日の間に収集を行なうものとする。（祝日、年末年始等を除く。）

なお、市で行なうごみの収集は、原則、集積所へ排出できない量が見込まれる時及び、印西クリーンセンターへ直接搬入する手段が無い場合のみとする。

9. 補則

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成19年2月1日から施行する。